

自動車の永久抹消登録（重量税還付を伴う）

1	自動車検査証
2	ナンバープレート
3	申請書に「解体にかかる移動報告番号」及び「解体報告記録がなされた日」の記載が必要です。解体業者に確認してください。 自動車重量税の還付申請に際しては、還付金の振込先（金融機関）の「金融機関名」「支店名」「口座番号」「口座種類」等の記載が必要です。これらのメモ等を持参してください。
4	所有者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）
5	所有者の永久抹消委任状（実印を押印、代理人が申請する場合必要）
6	重量税還付申請委任状及び代理人の認印（申請用紙に押印します） 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合、所有者が自署、押印または、実印を押印。
7	実印（所有者本人が直接申請する場合は持参）
8	運輸支局（登録事務所）で用意するもの ① 申請用紙（第3号の3様式）30円～40円 売店で購入 ② 手数料納付書 無料 窓口等で配布
9	所有者の氏名、名称又は住所に変更がある場合 自動車検査証の記載内容から現在までの変更内容が確認できる住民票、住民票の除票、戸籍の附票、戸籍謄（抄）本又は、商業登記簿謄（抄）本
10	自動車検査証記載の所有者が自動車販売会社や信販会社の場合 その会社の譲渡証明書、印鑑証明書、委任状が必要です。ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますのであらかじめ請求し取り寄せてください。信販会社によっては運輸支局内の信販会社事務所でもらうことができます。ローン完済時に送られてきた書類等がない場合は、所有者となっている会社に直接問い合わせてください。 この場合、移転登録（所有権解除）の手続きも必要となります。所有権解除の場合を参照。 以下の書類等も追加が必要です。（車庫証明は不要です） ① 新所有者（現使用者）の印鑑証明書、実印または委任状（実印押印） ② 申請用紙（第1号様式）30円～40円 売店で購入（所有者が合併や買収などで変更している場合は2枚以上必要な場合があります。相談窓口で確認してください） ③ 検査登録印紙 500円 売店で購入（所有者が合併や買収などで変更している場合は1000円以上必要な場合があります。相談窓口で確認してください）
11	永久抹消登録の場合、抹消登録証明書は発行されません。 職員さんが口頭で「永久抹消登録完了しました。」と申請者に伝えて終わりです。 抹消登録をした証明が必要な場合は、永久抹消登録申請と同時にまたは終了後に登録事項等証明書を請求してください。 ① 申請用紙（第3号様式）30円～40円 売店で購入 ② 検査登録印紙 300円 売店で購入